

3. 本研究において調査対象とした公共スポーツ施設

3-1 本研究における公共スポーツ施設の定義

わが国には多くの公共スポーツ施設が存在し、その種類もさまざまである。公共スポーツ施設の把握において、最も精度の高い文部科学省「平成20年度社会教育調査報告書」（2010年4月）で調査されている施設種別は、陸上競技場や体育館といった施設から、すもう場、アイススケート場、さらには冒険遊具コースやスカイスポーツ施設（パラグライダー、ハングライダー等）など、項目としてあげられている施設だけでも50種に及び、その合計は4万7,925を数える。社会教育調査で把握されているこれらの施設は「社会体育施設」と呼ばれ、わが国の公共スポーツ施設の基礎データとなっている。また、わが国には「社会体育施設」以外にもスポーツ施設は存在し、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家など）や女性教育施設（男女共同参画センター、女性センターなど）、公民館に付帯するスポーツ施設などがそれにあたる。このような施設は文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」によって社会教育調査とは別に把握されている。

本研究ではこれらの施設種別のうち、「体育館」（武道館を含む）、「プール」（原則として屋内にあり、通年で使用が可能なもの）、「総合運動公園」の3種を調査対象の基本条件として選択した。この3種を選択した理由は、①一定の数が存在すること、②体育館は球技を中心に、幅広いスポーツ活動の場となっていること、③プールは子どもから高齢者までニーズが高く、競技・レジャー・健康体力づくりなどのさまざまな目的で利用されていること、④総合運動公園は大規模な施設が多く、体育館またはプールの併設の有無によって調査対象外とすると公共スポーツ施設を表す母集団として偏りが出る恐れがあることの4点である。また、体育館・プールはその設置形態が多岐にわたるため、さらなる分類を行ったうえで、次の8施設種別を調査対象とした（表1）。具体的には、(A) 単独で存在する体育館または武道館（例：〇〇県立体育館）、(B) 単独で存在するプール（例：〇〇県立総合プール）、(C) 体育館またはプールが単独ではなく、他の施設と複合的に集積している施設（例：〇〇総合スポーツセンター）、(D) 総合運動公園（例：〇〇県総合運動公園）、(E) 体育館またはプールを併設する青少年教育施設（例：〇〇県少年自然の家）、(F) プロスポーツの試合やコンサート等の興行で使用される施設、(G) 体育館またはプールを併設するが、スポーツ以外の利用も想定されている施設（例：〇〇市民センター）、(H) 体育館またはプールを併設し、主として障害者の利用が想定される施設（例：〇〇障害者福祉センター）の8分類である。